

# 神奈川県公共的施設における 受動喫煙防止条例について



第47回 労働政策審議会 安全衛生分科会  
平成22年11月12日

神奈川県 保健福祉局  
保健医療部 たばこ対策課

# 受動喫煙による健康への悪影響

	確実なもの	可能性のあるもの
成人	肺がん、虚血性心疾患、副鼻腔がん	子宮頸がん、気管支喘息の悪化、呼吸機能の低下
子供	呼吸器感染症(肺炎や気管支炎など)、気管支喘息の発病と悪化、中耳炎、慢性の呼吸器症状、乳幼児突然死症候群	呼吸機能の低下
胎児 (妊婦本人の喫煙)	低体重出生、早産、周産期死亡、妊娠・分娩合併症、乳幼児突然死症候群	自然流産、先天異常、出生児の認識や行動の障害、小児がん
胎児 (妊婦以外の周囲の喫煙)	低体重出生	自然流産



# 受動喫煙防止対策の取組み

---

- 世界 2003年  
「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」採択
- 日本 2003年  
「健康増進法」 第25条
- 神奈川県 2005年 「がんへの挑戦・10か年戦略」
  - 禁煙サポート事業の推進
  - 未成年者の喫煙防止対策
  - **受動喫煙防止対策**

# 条例制定の背景

受動喫煙  
防止対策  
は不十分

- **県民が受動喫煙にあった施設は**  
飲食店 78.2%    娯楽施設 85.8%
- **受動喫煙防止対策を実施していない施設は**  
飲食店 60.3%    娯楽施設 59.4%
- **今後も受動喫煙防止対策を進める予定がない**  
飲食店 71.9%    娯楽施設 65.2%
- **喫煙を規制することに賛成**  
非喫煙者 92.7%    喫煙者 69.0%

「受動喫煙に関する施設調査及び県民意識調査」(平成19年10月)より

**受動喫煙を防止するための条例が必要！**

# 条例成立までの経緯

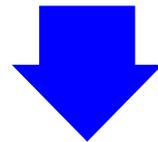
## 県議会の議論

## 県民や事業者の意見等

- ・ ふれあいミーティング、県民タウンミーティング
- ・ 施設管理者等との意見交換会
- ・ 専門家等による条例検討委員会
- ・ 条例の基本的考え方、骨子案に対する意見募集(パブリック・コメント)

## 現場訪問、現地調査

- ・ 飲食店、パチンコ店等の現場訪問
- ・ 香港、アイルランドの調査



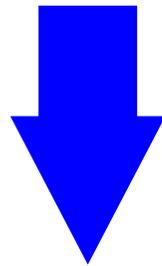
県議会  
2009年2月  
定例会

神奈川県公共的施設における  
受動喫煙防止条例 成立

# 条例の目的

---

- 禁煙環境の整備
- 自らの意思で受動喫煙を避けられる環境の整備の促進
- 未成年者の保護



受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止

# 規制対象施設と規制の概要

---

**公共的施設**・・・**公共的空間**(不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境)を有する施設

学校、病院、官公庁施設 等  
(第1種施設)

禁 煙

飲食店、宿泊施設、娯楽施設 等  
(第2種施設)

禁煙又は分煙

# 公共的施設の区分

## 第1種施設 禁煙

学校 病院・診療所  
劇場 観覧場 集会場  
展示場 運動施設  
公衆浴場  
百貨店・商店  
銀行等の金融機関  
郵便等の公益事業所  
公共交通機関  
博物館、図書館、遊園地  
社会福祉施設  
官公庁施設  
テナントビルの通路部分 等

## 第2種施設 禁煙又は分煙

飲食店  
ホテル・旅館等の宿泊施設  
ゲームセンター・カラオケボックス等の娯楽施設  
その他のサービス業を営む店舗  
(クリーニング店、理・美容所、旅行代理店等)

## 特例第2種施設 努力義務

小規模飲食店  
小規模宿泊施設  
風俗営業施設(パチンコ、マージャンなど)

# 条例案と規制対象施設の変遷

基本的考え方 → 骨子案 → 素案 → 条例

■すべての  
公共的施設  
(禁煙)

## ■ 第1種施設(禁煙)

【学校、病院・診療所、劇場、官公庁施設、公共交通機関、金融機関、社会福祉施設 など】

## ■ 第2種施設(禁煙又は分煙)

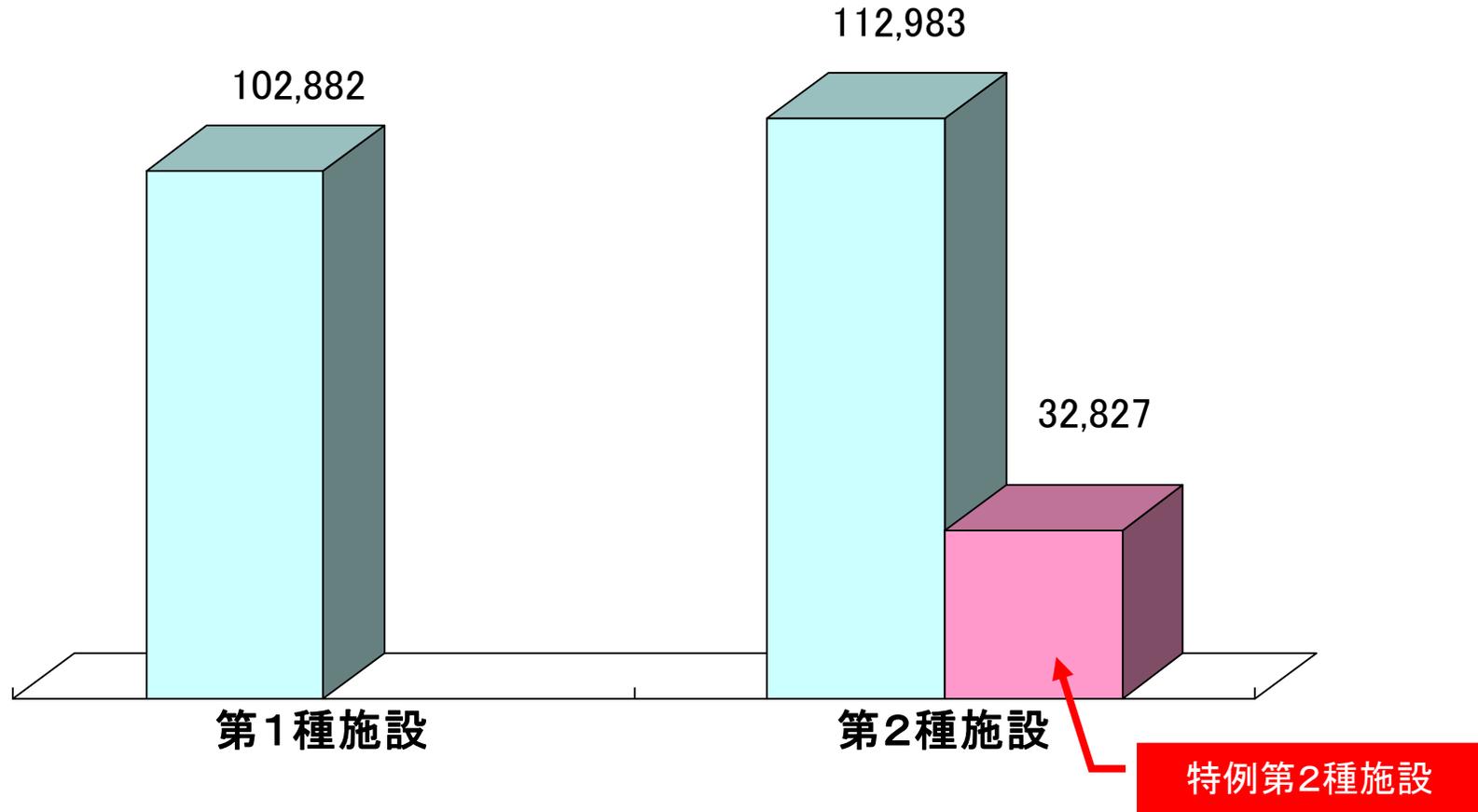
【飲食店、宿泊施設、遊技場・娯楽施設、その他のサービス業】

■適用猶予施設  
【風俗営業施設】

■適用猶予施設  
(要届出)  
【小規模飲食店】  
【風俗営業施設】

■特例第2種施設  
(届出不要)  
【小規模飲食店】  
【小規模宿泊施設】  
【風俗営業施設】

# 規制対象施設の数



※ 「平成18年度 事業所・企業調査統計」(総務省)に基づく推計

# 規制内容

---

## ■ 個人

喫煙禁止区域で喫煙しないこと

## ■ 施設管理者

- 第1種施設は 禁煙 とすること  
第2種施設は 禁煙又は分煙 とすること
- 喫煙禁止区域にたばこの煙が流れ出ないようにすること
- 喫煙禁止区域に喫煙器具又は設備は設置しないこと
- 喫煙区域や喫煙所に未成年者を立ち入らせないこと
- 施設入口に、禁煙・分煙等の表示をすること
- 喫煙禁止区域で喫煙する者に喫煙の中止を求めること

# 対象施設と規制の概要（概念図）

## テナントビルの場合

喫煙禁止区域にたばこの煙が流れ出ないこと



喫煙禁止区域は、公共的空間の面積のおおむね1/2以上とするよう努めること

# 分煙基準

---

- 分煙とは、第2種施設の公共的空間を喫煙区域と喫煙禁止区域に分割すること

## ① 仕切り

喫煙区域又は喫煙所と喫煙禁止区域との間を、仕切りで明確に分割する

## ② 排気設備

喫煙区域に排気設備の設置が必要

## ③ 空気の流れ

毎秒0.2m以上の流れ(仕切りに開口部分がある場合)

# 違反施設への対応

---

立入調査



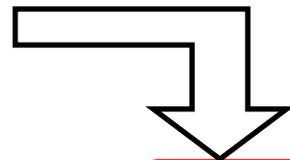
指導・勧告



命令



罰則



公表

勧告に従わない施設名などを、  
県民へ情報提供

# 施行期日、条例の見直し等

---

## ■ 条例の施行

平成22年4月1日施行

※ただし、第2種施設に係る罰則の適用は、  
平成23年4月1日から

## ■ 条例の見直し

条例の施行の日から3年を経過するごとに、  
条例の施行状況等の検討を行い、見直しを行う